

議第115号「熊本市立学校部活動支援基金条例の制定について」、賛成討論を行います。

今回の条例案は、2025年3月に策定された「熊本市立中学校における新しい部活動のあり方」に基づき、地域と連携して学校部活動を継続するにあたり、要する費用に活用するための企業等の支援による寄付を原資とする基金を設置するためのものです。

国の学習指導要領でも、学校教育の一環として、スポーツや文化・科学活動に親しむことによって、学習意欲の向上や責任感・連帯感等の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資すると述べられています。しかし、少子化や指導体制確保の難しさの中で、持続可能な部活のあり方の検討が求められる状況となってきました。

そういう中、国においては、2018年にスポーツ庁・文化庁が、部活動のあり方についての総合的なガイドラインを策定し、その後、各方面からの指摘を受け、2022年に学校部活動の地域連携や地域のクラブ活動への移行などの提言が出され、ガイドラインが見直されるに至っています。

文部科学省は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、休日の部活動の段階的な地域移行をはじめ、学校部活動を地域クラブ活動へと転換する方向性を出していますが、教員・生徒・保護者・部活動指導者など、当事者へのアンケート調査なども行われ、学校や地域にさまざまな事情の違いがある点を考慮した模索・検討が行われてきています。

そういう中、本市では、2022年12月から2024年2月まで、「学校部活動改革検討委員会」での10回にわたる検討が重ねられ、2024年3月26日に「新しい学校部活動のあり方について」の答申が出されました。本市教育委員会では、その学校部活動検討委員会の答申をもとに、中学校部活動の方針として「熊本市立中学校における新しい学校部活動のあり方」がまとめられました。そこでは、地域と連携して学校部活動を継続し、子どもたちが授業だけでは得られない仲間づくりや人間関係、自主的で多様

な学びを得る場、また放課後の居場所としても果たすなど、その役割や意義を明らかにしました。地域の実情にさまざまな違いがあるとはいえ、全国的には、学校部活動が「新たな地域クラブ活動」へと移行していく中で、本市では、教育的視点で、地域と連携しながら学校部活動を継続することとしたことは重要です。

しかし、現在示されている具体的内容については、基金を活用して行う学校部活動の財政運営や保護者の費用負担の問題、指導員の要件や報酬、教職員や公務員のかかわり、人材バンクの位置づけなど、さまざまな課題もあります。

第1に、必要な費用とその負担の問題です。必要経費は約6億5千万円が予定され、その半分を受益者負担として保護者負担にする考え方です。予算決算委員会で教育長は、選択的サービスと位置付けての負担率50%だと答弁されましたが、そこには意義でも明らかにされている教育的視点が欠けています。「義務教育は無償」という憲法規定に照らしても、学校教育に受益者負担の考えは相容れるものではありません。質疑で指摘したように、アンケートの結果も「3000円までなら負担できる」と結論付けるのか、「1000円か2000円以内にしてほしいが44%、半数近くに上る」と解釈するのか、大きな違いです。予算決算委員会で指摘したように、現在の月額千数百円の費用負担でも、実際に払えない子どもがいる現実を出発点にした、子どもへの教育的視点での検討こそ必要ではないでしょうか。義務教育の無償を謳った憲法第26条は、「すべて国民は、等しく教育を受ける権利を有する」ことを第1に規定しています。文部科学省も学校部活動を「学校教育の一環」と明確にしており、お金の有る無しで、1人でも部活に参加することをあきらめるようなことがあってはならないと考えます。現在保護者が負担している必要経費部分の負担はやむを得ないかもしれませんが、受益者負担論に立つ月額3000円の保護者負担は見直しが必要と考えます。

第2に、財源確保の考え方で、保護者負担を約50%、残った50%を公費で23%、企業の支援で27%と想定されています。保護者50%は、教育的観点からそもそも大きすぎると思いますが、残る50%に寄附を充てることで、公費負担が4分の1になっていることも問題です。企業が部活動

支援するというのは、子どもたちを支援するという趣旨のはずです。よって、公費負担の軽減に充てるのではなく、保護者負担を軽減し、子どもたちが学校部活動に参加しやすくなるために活用すべきです。企業支援の趣旨のとらえ方が間違っていないませんか。

第3に、何を保護者の負担とするかについても、掘り下げた検討が必要と考えます。現在示されている部活の運営費用6億5千万円には、人材バンクの運営費用も含まれています。私も、義務教育無償の観点から、学校給食の無償化を長年訴えてきましたが、まだ実現には至っていません。しかし、学校給食費の問題でも、現在保護者の負担となっているのは実費となる食材費のみです。ところが今回の学校部活動の費用では人材バンクの運営費用までもが保護者負担に加わっている点は、考え方の点でも、保護者負担が大きくなる点でも問題ではないかと思います。

以上、財政と保護者負担の問題では、教育の一環である学校部活動に受益者負担論を持ち込んで、保護者負担を大幅に増やし押し付けている教育委員会の姿勢と考え方が、教育とは相容れないものであることを重ねて指摘するとともに、この問題については、現状を直視し、今一度検討を深めていただくよう求めています。

第4に、「地方公務員法」により、原則として副業が禁止されている公務員の兼業については、社会貢献活動に関する兼業許可の事例等が国へも報告されるなど、地方公務員の兼業許可についての議論が種々行われています。そういう動きの中で、今回、公務員や教職員が新しい学校の指導員に従事するという問題があります。許可制の一環としての公務員雇用になりますが、教職員については、働き方改革で改善が進んだとはいえ、日常的な残業がまだまだ残っている中で、給特法のもと残業代が支給されない残業に従事する教職員と、定時に切り上げ報酬を得て学校部活動指導員となる教職員がいることは、簡単には片づけられない問題があると考えます。教員の残業の本身は、教材研究であったり、保護者や子どもへの対応であったりさまざまですが、子どもに丁寧に向き合おうとすればするほど、実際は時間外の勤務となっている面もあると考えられます。仮に、公平になるようにと、すべての教職員が定時に帰るようにすれば、持ち帰り残業などが懸念されます。これら

は、小学校の教職員でも中学校の部活指導員となるケースも出てくるので、小中学校に共通の課題であり、学校の状況の違いもあるので、簡単には片付かない問題ではないでしょうか。これらは、もっと深めた検討と、前向きな対応を願うところです。

熊本市は、サービスの制度として「営利企業等の従事許可」を行っています。営利企業等の従事制限に対する許可制度ですが、国も公務員の副業禁止についてさまざまな検討を行っており、今後は、本市としての「兼業許可に係る基準」を明確にし、公表すべきと考えます。それと併せて、学校部活動指導員に公務員・教職員が従事する問題を検討していただきたいと思います。

また、予算委員会で教育長が答弁されたように、人材バンクの設置形態も今後決まるとのことですが、できれば、教育委員会の中の組織として設置し、教育的視点で運営されていくよう要望しておきます。

指導員の資格要件についても明確に定め、指導員の資質向上が図られるよう努めていただきたいと思います。

スタート予定の2027年度まで、約2年間の期間があります。学校部活動においても、子どもを権利の主体と位置づけ、子どもの最善に利益の立場で、学校部活動が運営されていくよう、指摘した点も含め、さまざまな課題を子ども・保護者・指導員・学校、そして教育委員会で情報を共有しながら一緒になって、調査ならびに検討を深めていただきたいと思います。

以上を踏まえ、設置される「学校部活動支援基金」が、学校部活動を通して子どもたちの成長・発達によりよく生かされていくことを願い、「熊本市立学校部活動支援基金条例の制定について」の賛成討論いたします。